

**道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託
企画提案者選考 応募要領**

1 企画提案者選考の概要

(1) 実施の理由

さがみ縦貫道路全線開通に伴い本市を取り巻く交通状況は大きく変化している。さらに平成32年度には横浜湘南道路や高速横浜環状南線が開通予定であり、新たな交通網の整備が進むこと、また昨今のインバウンドの増加や東京オリンピック・パラリンピック競技大会が隣接する藤沢市の江の島で開催されることなど、外国人を含めた観光客が増加する見込みがある背景からこの機会をビジネスチャンスと捉え、地域経済活性化や地域の雇用創出に向けて、地域産品のブランド化を進めていくことを目指している。

また茅ヶ崎を“通過点にさせない”きっかけの1つである道の駅を情報発信の拠点として、道の駅から発信する“オリジナルブランド”を作成するとともに、ブランド創出による地域活性化を目的としている。

本業務は、茅ヶ崎市（以下、「市」という。）に整備を行う道の駅から発信するオリジナルブランドを継続的に推進していくための仕組みや道の駅での展開方法を具体的に検討するとともに、推進体制の検討・構築や市内事業者間のニーズ等をマッチングさせる方策の検討、新規商品等地域産品の開発の支援により地域経済の活性化に結びつけることを主眼としてブランド創出を実践していく。

本業務の受託候補者を決定するにあたり、継続したブランド展開を検討すること、また関係者協議の実施など、多岐に渡り高い技術や能力を有する事業者を選考するため、企画提案者選考方式により受託候補者を選定するものである。

(2) 業務概要

業務名	道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託
業務内容	別紙「道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案者選考用仕様書」（以下、「企画提案用仕様書」という。）による。
履行期間	契約日から平成32年3月25日（水）まで
契約金額の上限	39,944,529円（消費税及び地方消費税含む）【2か年合計】 〔平成30年度 24,955,884円〕 〔平成31年度 14,988,645円〕 ※平成30年度は内閣府 地方創生推進交付金の対象事業

(3) 選考方針

ア 受託候補者の選考は、本市の職員で構成する「道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案者選考会議（以下、「選考会議」という。）」において行う。なお、会議は業務に支障をきたす恐れがあるため、非公開とする。

イ 選考会議は、参加表明書提出者（以下、「参加者」という。）の中から、実力書及び企画提案書にて書類審査を行い、2次審査を要請する者を3者程度選考する。続いて、プレゼンテーションに基づいて2次審査を行い、1次審査と2次審査を通じて最も優れた者を選考する。

(4)実施スケジュール

		内 容	日 程
1次審査	参加表明書提出	応募要領等の公開	平成30年10月 3日（水）午前8時30分から 平成30年10月25日（木）午後5時まで
		参加表明書の受付期限	平成30年10月19日（金）午後5時まで
	実力書・企画提案書提出	実力書・企画提案書に関する 質問書の受付期限	平成30年10月 9日（火）午前8時30分から 平成30年10月17日（水）午後5時まで
		実力書・企画提案書に関する 質問書の回答	平成30年10月23日（火）
		実力書・企画提案書の受付期限	平成30年10月25日（木）午後5時まで
		1次審査（書類選考）	平成30年10月30日（火）
1次審査結果、2次審査の日時の 通知	平成30年10月30日（火）		
2次審査	プレゼンテーション	2次審査（プレゼンテーション） 及び最終選考	平成30年11月 5日（月）
		選考結果通知	平成30年11月 6日（火）

2 応募要領等の公開

ア 公開期間 平成30年10月 3日（水）午前8時30分から
平成30年10月25日（木）午後5時まで

イ 公開方法 茅ヶ崎市公式ホームページにて公開する。

(URL <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/1031423.html>)

(事務局)

茅ヶ崎市経済部産業振興課道の駅整備推進担当（本庁舎3階19番窓口）

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話：0467-82-1111（代表）、FAX：0467-57-8377

E-mail：sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp

3 参加資格

本市が実施する企画提案者選考方式による選考に参加することができる者（共同事業体も可とする）は、次の各号のいずれにも該当とし、必要に応じて協力者を設けることができる。

共同事業体を組織する場合、本企画提案者選考に係る他の共同事業体の構成員と重複することはできない。

- (1) 平成30年度神奈川県又は茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に営業種目「調査業務委託」「広告・宣伝委託」「デザイン制作委託」のいずれかの登録業種で登録が認定されている者。
なお、共同事業体で選考に参加する場合は、筆頭企業において、いずれかの登録が認定されている者とする。
- (2) 神奈川県若しくは東京都内に本社又は支社を有する、若しくは茅ヶ崎市内に受任地を有する。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない、指名停止若しくは指名保留を受けていない。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない（再生手続開始の決定を受けた者を除く）。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない（更生手続開始の決定を受けた者を除く）。

4 参加表明書、実力書及び企画提案書の提出

(1) 参加表明書について

ア 提出資料等について

参加表明書の提出にあたっては、下表に基づき、提出すること。

事項	内容
提出資料	正本（様式1） 副本（様式1）
部数	正本、副本を各1部（副本は、複写可）
提出期限	平成30年10月19日（金） 午後5時まで
提出方法 提出先	茅ヶ崎市経済部産業振興課（市役所本庁舎3階）まで持参又は郵送 ※郵送する場合は簡易書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ 提出資料の記入上の留意事項

(ア) 様式1 参加表明書

押印の上、提出すること。

(2) 実力書について

ア 提出資料等について

実力書の提出にあたっては、下表に基づき、提出すること。

事項	内 容
提出資料	正本（様式2を表紙とし、様式4を添付） 副本（様式3を表紙とし、様式4を添付）
部数	正本1部、副本6部（副本は、複写可）
提出期限	平成30年10月25日（木） 午後5時まで
提出方法 提出先	茅ヶ崎市経済部産業振興課（市役所本庁舎3階）まで持参

イ 実力書作成時の留意点

(ア) 記載については、企画提案用仕様書の趣旨に基づき、記載すること。

(イ) 記載項目は、次のとおりとする。

- ① 本件と同種もしくはそれに準ずる実績。また年度、団体名、業務名称、概要を記載すること。
- ② 事業者の会社概要（事業内容等）、その他会社PRなどのアピールポイントを記載すること。
- ③ 管理技術者、担当技術者の氏名、生年月日、現在の所属、役職、職歴、主要実績や賞歴などの業務経歴書を記載すること。
- ④ その他特筆すべき内容があれば記載すること。（本業務の全体を監修する学識経験者を提案してもよい。）

①～③以外に特筆すべき実績がある場合には、その内容を記載すること。

(ウ) 実力書の様式は表紙を除き様式4とする。表紙は様式2「貴社名等を記載」によるものを1部、残り6部は様式3「市が通知するアルファベットを記載」によるものとする。

(エ) 実力書の本文には、社名等企業名がわかる名称を記載しないこと。記載する場合には、参加意向確認書の提出後に市が通知するアルファベットを用いること。

(3) 企画提案書について

ア 提出資料等について

企画提案書の提出にあたっては、下表に基づき、提出すること。

事項	内 容
提出資料	正本（様式5を表紙とする） 副本（様式6を表紙とする）
部数	正本1部、副本6部（副本は、複写可）
提出期限	平成30年10月25日（木） 午後5時まで
提出方法 提出先	茅ヶ崎市経済部産業振興課（市役所本庁舎3階）まで持参

イ 提出資料の記入上の留意事項

次のテーマについて提案を求める。提案にあたっては、「12 参考資料」、「企画提案用仕様書」及び以下を十分に留意して提案すること。

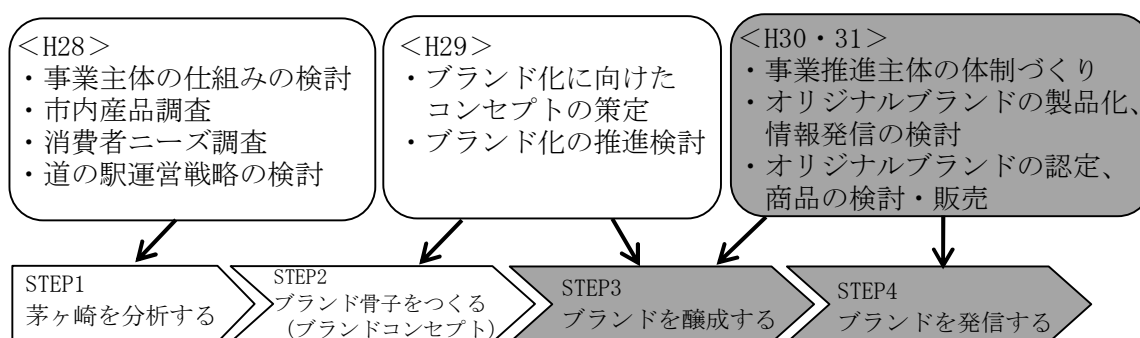
『茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略』リーディングプロジェクト

“道の駅から発信するオリジナルブランド推進プロジェクト”

○プロジェクトの目的

- ・地域産品等のブランド化を進め、シティプロモーションや地域雇用の促進につなげます。
- ・道の駅を活用し、オリジナルブランドを広く発信していきます。

○プロジェクトの実績と目標



① 本業務を進める体制及び契約期間全体のスケジュール

本業務にあたり予定している人員体制、配置予定技術者の役割分担を記載すること。また、業務への取り組み方に関する提案、仕様書を補完・改善する内容を含む技術的な提案を記載する。なお、業務実施フローと年度を分けたスケジュールは必ず記載するものとする。

② 持続可能なブランドの方向性と将来像の考え方について

《市の考え方》

ブランドを事業化させるための方法、地域と一体となった持続可能なブランド事業の展開方法、課題解決のために行うべき事項の整理、解決策の考え方などの提案を求めます。

③ 市内経済団体とブランドに係る連携の考え方について

《市の考え方》

地域資源を活用した展開は、茅ヶ崎商工会議所やDMO※を目指す茅ヶ崎市観光協会と連携を図ることで、効果を得られる可能性が高いことから積極的な連携を図り、初期段階から事業への参画を求め、意見交換によりブランドに係る相乗効果を十分に発揮できる連携を構築する提案を求めます。

※DMOとは、観光庁では日本版DMOと呼んでおり、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のことを言います。

④ 市内事業者へのブランド展開に係る意識醸成について

《市の考え方》

より多くの市内事業者にブランドへの賛同を得られるための周知活動の実施、ブランド認定の実現・実践に向け、希望する市内事業者へのブランド認定に向けた支援の取組等の提案を求めます。

⑤ 道の駅を中心としたブランド展開の整理について

《市の考え方》

道の駅の地域振興施設内におけるブランド展開イメージ、周辺公共施設との連携モデル事業案、市内のさまざまな資源と連携によるブランド展開の可能性の整理、今までの道の駅にはない新しいブランド展開の創出等の提案を求めます。

- (ア) 様式はA3判とし、それぞれのテーマで最大両面利用1枚（横利用）以内にまとめること。
- (イ) 提案は、基本的な考え方を具体的に記述し、文字は読みやすい大きさとすること。
選考テーマについての技術提案の記載にあたり、概念図、引用可能な図面・写真・イラスト、またCGや図面を作成し、使用することも支障はないが、費用等は自己負担とする。また、引用する場合は、必ず参照先を記載すること。
- (ウ) 参加表明者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記述しないこと。
- (エ) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

(4) 実力書及び企画提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、電子メールにて受付を行う。任意の様式の質問書により事務局へ送付すること。なお、件名は「道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託企画提案者選考における質問について」と記載すること。

イ 質問書の受付期限

平成30年10月 9日（火）午前8時30分から
平成30年10月17日（水）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、本市のホームページで公開する。公開は、平成30年10月23日（火）を予定する。

(URL <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/.html>)

5 プレゼンテーション

(1) 次のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア 実施場所：市役所分庁舎5階A・B会議室（予定）

イ 実施日：平成30年11月 5日（月）

ウ 出席者：説明者は、配置予定技術者が行うこと。

エ プレゼンテーションの時間、集合場所、留意事項等は別途通知する。

オ プレゼンテーション時の説明資料は、提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト、イメージ等の範囲内で使用することができる。なお、追加資料の配布や利用は禁止する。プロジェクターについては本市が用意するが、パソコンは持参すること。ただし、プロジェクターと接続するケーブルはwindows対応のため、Apple製（Macintosh等）のパソコンを使用する場合は変換ケーブルを持参すること。

カ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選考の対象としない。ただし、病気、交通機関の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではない。該当する場合はその旨を理由と共に書面（書式自由。ただしA4判とする。）にて提出すること。

6 審査基準

選考の審査は、提出された実力書、企画提案書及びプレゼンテーションにより行うこととする。配点については、実力書10点、企画提案書70点、プレゼンテーション20点の100満点×選考会議委員数（6名）の平均（小数点以下第2位）として審査を行うこととする。

(1) 実力書（10点）

- ア 配置予定技術者は十分に対応できる実力と業務経験を兼ね備えていると判断できるか
- イ 業務を遂行するための事業者の体制は十分であるか

(2) 企画提案書（70点）

- ア 本業務を進める体制及び契約期間全体のスケジュール
 - (ア) 業務の実施体制及び連絡体制が適切で、責任の所在が明確になっているか
 - (イ) 計画を適正にかつ確実に実施できるスケジュールであるか

イ 持続可能なブランドの方向性と将来像の考え方について

- (ア) 市の考え方を十分理解して提案できているか
- (イ) 市民や市内事業者における参画意欲の醸成について提案できているか
- (ウ) 地域の活性化の視点で提案できているか
- (エ) 課題を解決するためのアイデアが提案できているか

ウ 市内経済団体とブランドに係る連携の構築について

- (ア) 市の考え方を十分理解して提案できているか
- (イ) 関係団体の係わり方が提案できているか
- (ウ) 相乗効果を十分発揮できる連携の構築について提案できているか

エ 市内事業者へのブランド展開に係る意識醸成について

- (ア) 新たな市内事業者の掘り起しについて提案できているか
- (イ) ブランドへの賛同を得られるための周知活動について提案できているか
- (ウ) 論理的・合理的な視点でアイデアを提案できているか

オ 道の駅を中心としたブランド展開の整理について

- (ア) 市の考え方を十分理解して提案できているか
- (イ) 地域振興施設内におけるブランド展開のイメージが提案できているか

(3) プレゼンテーション（20点）

ア 説明内容

- (ア) 提案の的確性
- (イ) 課題の把握
- (ウ) 説明のわかりやすさ

イ 応答内容

- 質問内容を的確に把握し、回答しているか

7 選考方法

別紙 道の駅から発信するオリジナルブランド創出による地域活性化推進業務委託
企画提案者選考 実施要領「4 選考方法」による

8 審査及び結果の通知

(1) 1次審査結果の通知

■通知予定日時：平成30年10月30日（火）

1次審査の結果、選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨と、その理由（非選考理由）を書面により、本市から通知する。1次審査で選考された者には、選考の旨と、プレゼンテーションへの参加を要請する書面を郵送により通知する。

(2) 2次審査結果の通知

■通知予定日時：平成30年11月 6日（火）

2次審査の結果は、本市より郵送で通知する。選考されなかった者に対しては、選考されなかった旨と、その理由（非選考理由）を郵送にて通知する。

9 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出資料が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられている場合
- (4) 虚偽の内容が記述されている場合
- (5) その他本要領に違反すると認められた場合
- (6) 選考会議の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (7) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

10 業務契約

(1) 契約の締結

本市は、最も優れた者と認められた受託候補者として契約の交渉を行う。この受託候補者が、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、関東地方における国又は地方公共団体の指名停止、若しくは指名保留を受けた場合、その者については、この手続に係る選考の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(2) 履行期限

契約日より平成32年3月25日（水）

(3) 契約者

茅ヶ崎市長

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 契約書の作成の要否

要

1 1 その他

- (1) 参加表明書、実力書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出受付期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。
また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定技術者を原則として変更することは不可とする。ただし、病欠、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、新たに配置する者が、同等以上の技術者であるとの承諾を本市から得るものとする。
- (3) インターネット、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 提出資料の取扱い
 - ア 提出された参加表明書、実力書及び企画提案書は、記録として残す正本以外は、すべて本市で廃棄する。ただし、提出された資料の帰属は参加者とする。
 - イ 審査の公正性、透明性、客観性を示すため、結果を公表する。
なお、参加表明書、実力書及び企画提案書に対する情報公開請求があった場合は、著作権等に関する公開範囲について参加者と協議を行い、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 61 年条例第 2 号）に基づき公開する。
- (5) 選考後、業務遂行にあたっては、本市は企画提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 本事業は、企画提案による事業の進め方を基本とするが、契約後に関係者や関係団体等との調整により変更する場合がある。

1 2 参考資料

- (1) 茅ヶ崎市道の駅基本計画(本市ホームページ参照)
- (2) 道の駅から発信するオリジナルブランド推進業務委託報告書（貸与）
- (3) 道の駅から発信するオリジナルブランド検討業務委託報告書（貸与）
- (4) 茅ヶ崎市観光振興ビジョン（本市ホームページ参照）
- (5) 平成 27 年度茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査結果報告書（本市ホームページ参照）
- (6) 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略（本市ホームページ参照）

※貸与品については、提案書提出後に事務局に返却すること。（郵送可）

※本市ホームページアドレス：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>(参考)

事務局 茅ヶ崎市経済部産業振興課道の駅整備推進担当
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号 茅ヶ崎市役所本庁舎 3 階
電 話：0 4 6 7－8 2－1 1 1 1 (代表)
ファクス：0 4 6 7－5 3－8 3 7 7
E-mail：sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jp